

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 生活保護法による指定施術者の変更の届出 (同) 二
- 指定情報公表センターの所在地の変更 (長寿社会政策課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 二
- 農業振興地域の指定 (農業振興課) 三
- 農業振興地域の変更 (同) 三
- 農業振興地域の指定の解除(二件) (同) 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 四
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 六
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 七
- 石巻広域都市計画防災緑地事件裁決手続開始決定 収用委員会 八
- 宮城県公報第二九四六号(平成三十年三月三十日付け)中 正 誤 八

告 示

○宮城県公報第二九七二号(平成三十年七月三日付け)中

九

○宮城県告示第七百四十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すこやか訪問看護ステーション	巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十	平成三十年四月十日
野蒜ヶ丘整形外科・リハビリテーション科	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九-五	平成三十年五月一日
一般社団法人石巻薬剤師会休日夜間薬局	石巻市蛇田字西道下七十一	平成三十年六月一日
杜の丘デンタルクリニック	黒川郡大和町杜の丘一丁目十六番	平成三十年六月一日
まるき内科クリニック	栗原市志波姫堀口十文字一-一	平成三十年七月一日
医療法人鳳珠会まさむね訪問看護ステーション	大崎市古川沢田字筒場浦八十二イオンタウン古川内	平成三十年六月一日

○宮城県告示第七百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

木村 齒科医院	遠田郡美里町字藤ヶ崎町二十六	平成三十年五月三十一日
まるき内科クリニク	栗原市志波姫堀口十文字一―一	平成三十年六月三十日
かなえ調剤薬局	気仙沼市赤岩杉ノ沢三三八―一	平成三十年六月十五日

○宮城県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	ナカムラ薬局	所在地	変更年月日
変更後	すず薬局高清水店	栗原市高清水桜丁三三八―三	平成三十年五月一日

○宮城県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
渡邊 誠	ワタナベ整骨院	東松島市赤井川前三番百五十三―一	平成三十年五月一日
佐々木 美	からだ元気治療院南仙台店	仙台市太白区西中田三丁目二十三―一	平成三十年五月二十八日

○宮城県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
白井 健二	佐沼整骨院	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目四一―三	平成二十九年三月六日
変更後		登米市迫町佐沼字梅ノ木五丁目四一―九	

○宮城県告示第七百五十三号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第三十七条の十一において準用する同令第三十七条の四第二項の規定により指定情報公表センターから次のとおり変更した旨届出があったので、同令第三十七条の十一において準用する同令第三十七条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットワーク「エール」	仙台市青葉区大町二丁目三番十二号 大町マンション三〇一―一 仙台市青葉区一番町一丁目十七番二十四号高裁前ビル五階	平成三十年七月一日

○宮城県告示第七百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇三〇〇〇五七	事業所の名称及び所在地 まごころ塩釜 塩竈市袖野田町三十 九一二	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 行動援護	設置者名 特定非常利活 動法人まごこ ろサービス塩 竈センター	廃止年月日 平成三十年七 月三十一日
---------------------	---	-------------------------------	---	--------------------------

○宮城県告示第七百五十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六條第一項の規定により、美里町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定する地域

別冊のとおり。

○宮城県告示第七百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第九百五十四号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、平成三十年七月三十一日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

多賀城市のうち次に掲げる区域

大字	字	地番
新田	北	三三番から一一一番まで、一七一番から二六三番まで、二七九番から三二七番まで
新田	上	全域
新田	中	一番から二二四番四まで、一三三番から二五五番まで

新田	下	全域
高橋	大日北	全域
山王	山王二区	一番から四七番まで、五七番から一二八番一まで、一四七番から一七八番まで
山王	山王三区	一一番一から四四番一まで、六五番から九八番まで
山王	山王四区	一〇番から六六番まで、九五番から一六二番一まで、一九八番から二八七番まで
山王	山王五区	全域
南宮	庚申	一番から一六八番まで、一七五番から一九八番一まで、二一一番から二二六番まで、二三三番から二四七番まで、二五二番から二七四番まで、二七七番から二七七番一まで、二七九番から二九一番まで
南宮	鳴神	全域
南宮	色の地	全域
南宮	伊勢	一番から一五七番まで、一六四番から一九〇番まで、一九五番から二〇一番まで
南宮	八幡	一番から一〇六番まで
南宮	南原	全域
南宮	青津田	一一番三
岩切	昭和	一番から六〇番一まで
市川	新西久保	四番から九番まで、二〇番から二六番まで、五六番から六七番まで、九七番から一一一番まで、一三〇番から一三八番まで
市川	中谷地	全域
市川	多賀前	全域
市川	原谷地	全域
高崎	花の木	全域
高崎	小原	全域

東田中	花の木	一番から二番までを除く区域
東田中	小原	全域
東田中	江中	全域
八幡	六貫田	一番から四六番まで、五六番から一四六番まで、一八一番から二六七番まで

○宮城県告示第七百五十七号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、昭和四十四年宮城県告示第二百三十四号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域のうち、南郷町に係る農業振興地域の指定を解除する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百五十八号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域のうち、小牛田町に係る農業振興地域の指定を解除する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百五十九号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
-------	---------------------	--------	-------------------	------

十二神内沢	土石流	石巻市皿貝字十二神内田、字新中田、字萬太郎（次の図のとおり）
ココ沢1・2	土石流	石巻市皿貝字爰沢山、字熊野堂、字新味噌作、字放垣畑、字味噌作（次の図のとおり）
ココ沢1	土石流	石巻市皿貝字爰沢山、字熊野堂、字新味噌作、字放垣畑、字味噌作（次の図のとおり）
熊野堂沢	土石流	石巻市皿貝字爰沢山、字熊野堂、字芝下、字寺入山、字郷田（次の図のとおり）
皿貝沢	土石流	石巻市皿貝字爰沢山、字熊野堂、字芝下、字寺入山、字郷田（次の図のとおり）
芝下沢	土石流	石巻市皿貝字郷田、字芝下、字寺入山、字馬場、字方谷入山（次の図のとおり）
方谷川	土石流	石巻市皿貝字郷田、字小沢、字馬場、字方谷入山（次の図のとおり）
方谷川2	土石流	石巻市皿貝字大畑、字小沢、字方谷入山（次の図のとおり）
下土屋下沢	土石流	石巻市皿貝字大畑、字松ノ木（次の図のとおり）
下土屋上沢	土石流	石巻市皿貝字大畑、字松ノ木（次の図のとおり）
1 下土屋沢	土石流	石巻市皿貝字大畑、字松ノ木（次の図のとおり）
小沢	土石流	石巻市皿貝字小沢、字馬場（次の図のとおり）
皿貝沢	土石流	石巻市皿貝字小沢、字馬場（次の図のとおり）
天入沢2	土石流	石巻市皿貝字小沢、字馬場（次の図のとおり）
天入沢	土石流	石巻市皿貝字小沢、字馬場（次の図のとおり）
日影沢	土石流	石巻市相野谷字石生沖、字柿木前、字日影前（次の図のとおり）
日影東の沢	土石流	石巻市中島字上金田、字上銀田、字女子沢前、字中久保田、字女子沢内畑（次の図のとおり）
上中野沢	土石流	石巻市中野字岩沢、字馬橋、字熊野木前、字台下（次の図のとおり）
外吉野沢	土石流	石巻市飯野字袖吉野、字外吉野東内、字外吉野（次の図のとおり）

次の図のとおり

宮城県土木部防
 災砂防課及び宮
 城県東部土木事
 務所

小沢の2	平	小沢の1	外吉野の1	月浜の4	月浜の2	吉浜の2	吉浜の1	中斉	高梨子	中原	大屋敷	相野田の2	相野田の1	大吉野の1	中原ノ沢	要害沢	要害沢2	寺の入沢	大網内沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
石巻市皿貝字小沢（次の図のとおり）	石巻市馬鞍字折坂、字平、字天神前（次の図のとおり）	石巻市皿貝字小沢（次の図のとおり）	石巻市飯野字外吉野（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字月浜、字東田（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字月浜、字東田（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字月浜、字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字高梨子、字中斉（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字幼、字高梨子（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字畑中、字要害、字要害山（次の図のとおり）	石巻市中野字大屋敷、字中田、字的場（次の図のとおり）	石巻市中野字相野田、字的場（次の図のとおり）	石巻市中野字相野田、字龍源寺山（次の図のとおり）	石巻市飯野字内吉野、字大吉野、字大吉野入、字外吉野（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字畑中、字要害、字要害山（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字中斉、字高梨子（次の図のとおり）	石巻市馬鞍字台、字天神前、字平、字間々合（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字翁倉山、字斉都山、字中斉、字寄木、字大上（次の図のとおり）	石巻市皿貝字大網内（次の図のとおり）		

岩沢	吉浜の9	吉浜の8	吉浜の7	吉浜の5	吉浜の4	中原の7	中原の6	中原の5	柿木前	外吉野の3	外吉野の2	松ノ木の3	西田	宮田	松ノ木の2	松ノ木の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市中野字岩沢、字川前畑四番、字台下（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字吉浜、字吉浜前（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字要害、字要害山（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字石神、字上田、字新坂下、字轟（次の図のとおり）	石巻市北上町女川字坂下、字坂下畑、字新坂下、字轟（次の図のとおり）	石巻市相野谷字柿木前、字手摺窪（次の図のとおり）	石巻市飯野字外吉野（次の図のとおり）	石巻市飯野字外吉野（次の図のとおり）	石巻市皿貝字松ノ木（次の図のとおり）	石巻市皿貝字宮田（次の図のとおり）	石巻市皿貝字宮田（次の図のとおり）	石巻市皿貝字松ノ木（次の図のとおり）	石巻市皿貝字大畑、字小沢、字松ノ木（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。
平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
2 下土屋沢	土石流	石巻市皿貝字大木、字松ノ木（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
中原沢	土石流	石巻市北上町女川字新坂下、字轟、字中原、字畑中（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成三十年十月四日 午後一時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市中島町 石巻工業港内宮城丸
 - 5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成三十年十一月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力行等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇-八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 昆 洋 一 電話〇二二-二二一-三六二一)

2 入札説明書の交付期限

平成三十年八月二十四日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年八月二十四日午後五時までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年九月三日午前九時から平成三十年九月六日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成三十年九月六日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書すること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成三十年九月七日午前十一時 高校教育課内(宮城県庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)による。

3 契約保証金 財務規則第一百三條及び第一百四條の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 国内貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No.1) 170 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : October 4, 2018 1 : 00 p.m.

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : September 6, 2018 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成三十年七月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

一日時 平成三十年八月八日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 平成三十年度政策評価・施策評価について

第二号議案 第二期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

第三号議案 教育功績者表彰について

第四号議案 平成三十一年度使用宮城県立中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書採択につ

いて

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇三三二二二一三六一一)

収用委員会

〇宮城県収用委員会告示第11号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成30年7月31日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

石巻市

上記代表者 石巻市長 亀山 敏

2 事業の種類及び名称

(1) 種類

石巻広域都市計画緑地事業

(2) 名称

8号防災緑地2号

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市長浜町

地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
58番145	宅地	宅地	78.31	78.31	78.31

4 土地所有者の氏名及び住所

持分12分の1 佐藤 秀行

千葉県船橋市本郷町405番地 高津マシソン402号

ただし、登記簿上の氏名 佐藤 秀行

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年7月23日

正 誤

〇宮城県公報第二九四六号(平成三十年三月三十日付け)中

ページ

三五

上

大崎市三本木音無字大折坂(次の図のとおり)

団子山

小台ヶ崎

小台ヶ崎

小台ヶ崎

誤

大崎市三本木伊場野字大折坂(次の図のとおり)

小台ヶ崎

小台ヶ崎

小台ヶ崎

小台ヶ崎

ページ

三六

上

上

上

上

上

○宮城県公報第二九七二号(平成三十年七月三日付け)中

ページ 段 行

正

誤

五	上	一〇
五	上	後ろか ら二
五	下	一五
六	上	三
六	上	六

「次の図」及び「次のとおり」は、
省略し、その図面及び関係書類を
「次の図」及び「次のとおり」は、
省略し、その図面及び関係書類を
省略し、その図面及び関係書類を
省略し、その図面及び関係書類を

「次の図」及び「次のとおり」は、
省略し、その関係書類を
「次の図」及び「次のとおり」は、
省略し、その関係書類を
省略し、その関係書類を
省略し、その関係書類を
省略し、その関係書類を